

## 消費動向調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）

平成 22 年 4 月 22 日  
内 閣 府

### 1. 措置に係る計画案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成 21 年 7 月 10 日閣議決定。以下「基本方針」という。）（別添 1）に基づき、消費動向調査における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

### 2. 業務の概要

消費者の意識、物価の見通し、旅行の実績・予定、サービス等の支出予定、主要耐久消費財等の保有・買替え状況を把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

#### （1）調査時期及び調査時点

毎月 1 回年 12 回、15 日を調査基準日として、概ね 10 日から 20 日までの期間に行う。

#### （2）調査の事項

- ① 消費者の意識（毎月）
- ② 物価の見通し（毎月）
- ③ 旅行の実績・予定（6、9、12、3月のみ）
- ④ 自己啓発、趣味・レジャー・サービス等の支出予定（6、9、12、3月のみ）
- ⑤ 主要耐久消費財等の保有・買替え状況（3月のみ）
- ⑥ 世帯の状況（毎月）

#### （3）調査対象及び調査客体

調査対象は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く世帯であり、調査客体は、内閣総理大臣が定める方法（市町村、調査単位区、世帯の層化 3 段抽出法）により選ばれた世帯。

調査世帯は、15 か月継続して調査し、別の世帯に交替する。

#### （4）調査方法

調査の方法は、訪問留置法（調査員が「調査票」を調査世帯に配布し、世帯が自計記入し、調査員が取り集める）によるものとする。

### 3. 入札の対象範囲

調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、世帯名簿の作成及び調査世帯の選定、調査票等の配布・記入依頼、調査票回収業務(回収、礼状及び謝礼の配布、調査票の検査・照会対応、調査票の審査、照査票の作成及び修正)、集計(データ入力、集計・作表)に係る業務

### 4. 入札等の実施予定時期

平成 22 年 10 月目途に入札公告し、平成 23 年 4 月から落札者による事業を実施

### 5. 契約期間

平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 1 年間

### 6. 計画案策定に当たっての考え方

#### (1) 民間競争入札導入の経緯及び実施状況

法に基づく基本方針において、本調査については、民間競争入札の対象とされ、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 1 年間の期間で委託を行うべく、民間競争入札実施要項に基づき、落札者を決定したところである(別添 2 参照)。

入札参加者は 4 社と、複数の業者が入札に参加した。また、提出された企画書に関し、外部有識者を含む評価者による審査を行ったところ、いずれの入札者も実施要項で提示した評価基準を満たしていた。価格点については、1 社は予定価格を上回る価格の提示となったが、残りの 3 社については予定価格の範囲内であったことから、このうち総合評価点(技術点+価格点)の最も高い者を落札者として決定したところであり、特段の支障なく業者の決定を行うことができた。

平成 23 年度以降の事業については、平成 22 年調査分の実施状況を踏まえ、適切に本業務を遂行できるよう民間競争入札実施要項に改善点等を反映させる等の措置を講ずることとし、引き続き民間競争入札を実施する予定。

#### (2) 契約期間

本調査については、平成 21 年度に、現行の訪問留置調査から郵送調査への調査方法の変更や調査内容の見直しについて、試験調査を行うなどにより検討してきたところである。その結果、次のような新たな課題が出てきた。

- ① 世帯名簿の作成については、住民基本台帳、あるいはその代替として選挙人名簿を用いるが、ともに世帯の構成及び世帯主を特定するのが困難である。
- ② 調査が月次の場合、短期間で調査票の回収を行うことになり、回収率が低下する。多くの回収数を確保できるようなスケジュールの検討が必要。
- ③ 若年層の低回収率、ドロップアウトへの対応
- ④ 現行系列との接続の方法や、新調査への移行方法の検討
- ⑤ 母集団推計の検討

このため、平成 22 年度についても引き続き検討を行う必要があり、平成 23 年度の事業については単年度の契約とする。

平成 24 年度以降の事業においては、平成 22 年度内に調査方法の見直しについて結論を得るよう努め、複数年への移行について決定する予定。

平成 24 年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成 23 年 7 月末までに策定する。

## 「公共サービス改革基本方針」(抄)

(平成 21 年 7 月 10 日閣議決定)

(別表)

## 1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)内閣府所管 の統計調査	<p>○ 消費動向調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年10月目途に入札公告し、平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成23年3月までの1年間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の入札状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年5月末までに策定する。</p>	内閣府

## 「消費動向調査の実査業務 一式」の落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「消費動向調査の実査業務 一式」については、次のとおり落札者を決定しました。

- 1 落札者の名称：社団法人 新情報センター
- 2 落札金額：176,158,500円（消費税込み）
- 3 総合評価点 174.51点

### 4 落札者決定の経緯及び理由

「消費動向調査における民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（4社）から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、いずれも評価基準を満たしていた。

価格点については、平成22年2月23日に開札した結果、1社は予定価格を上回る価格を提示した。総合評価を行った結果、総合評価点（技術点と価格点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

### 5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本事業の実施にあたっては、業務ごとの責任者4名と統括責任者1名を含め11名の業務担当者を配置し、これらで構成される「消費動向調査実施本部」を設置する。実査は、調査員の管理、調査進行管理を行う「管理部」の下、東京本社・地方14支社局の担当者、及び本社直轄の18指導員を拠点とし、それぞれが管理・指導する全国336人の調査員により行う。

各工程の実施作業フロー、作業責任者を明確にし、スケジュールに沿って着実に業務を実施する。調査員に対する説明会開催や指導の徹底、調査の依頼・調査票配布・回収の工夫などにより、75%以上の回収率の確保、調査結果の質の確保を図る。また、内閣府への報告事項を拡充し、各業務工程の遂行成果についてより詳細な報告を行うことで、調査の質の維持・向上を目指す。